

石岡市水道課 より 上水道使用者の皆さまへ

八 郷 地 区 用

消費税改定に伴う上水道料金等の改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税等の税率が10%に引き上げられます。
これに伴い、水道料金等の消費税込額が下表のとおり改定となります。

■水道料金【令和元年11月検針分から適用】

①基本料金 ②超過料金

	①基本料金(1か月につき)	②超過料金(1 m ³ につき)	
水 量	10 m ³ まで	11 m ³ ～40 m ³ まで	41 m ³ 以上
金額(税込)	2,346円	235.71円	267.14円

③メーター使用料

	③メーター使用料(1か月につき)						
口 径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ以上
金額(税込)	104.76円	157.14円	178.09円	324.76円	539.52円	754.28円	2,158.09円

水道料金(1か月分)は、【①基本料金+②超過料金+③メーター使用料】の合計となります。
合計金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

■水道加入金【令和元年10月申請分から適用】

口 径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	30ミリ	40ミリ	50ミリ以上
金額(税込)	132,000円	198,000円	275,000円	418,000円	715,000円	1,045,000円